

# 裁 決 書

審査請求人 [redacted] 様

処分庁 [redacted] 福祉事務所長 様

審査請求人が平成 30 年 11 月 30 日に提起した [redacted] 福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（平成 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条の規定に基づく平成 30 年 9 月 26 日付け生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分は取り消す。

## 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が要保護状態にあると認めたため、平成 28 年 11 月 4 日付けで法に基づき生活保護を開始した。
- 2 法による「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号、以下「保護の基準」という。）の一部が、平成 30 年厚生労働省告示第 317 号により改正され、平成 30 年 10 月 1 日から適用されることとなった。
- 3 処分庁は、平成 30 年 9 月 26 日付けで本件処分を行い、同年 10 月 1 日から適用することとした。
- 4 本件処分により、処分庁は審査請求人に対し、従前の住宅扶助費 11,680 円から 494 円減額した、住宅扶助費 11,186 円の支給を行うこととした。
- 5 審査請求人は、平成 30 年 11 月 30 日付けで本件処分を不服として、本件審査請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張  
(1) このままでは人間らしい生活ができない。

(2) 理由の記載が不十分で自分の保護費の計算ができない。

## 2 処分庁の主張

(1) 本件処分は、平成 30 年厚生労働省告示第 317 号により一部改正され、同年 10 月 1 日から適用された改正後の「保護の基準」に基づき適法に行ったものである。

(2) 審査請求人が提起した審査請求は棄却が妥当である。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規程について

#### (1) 生活保護費に関する法令等の規定

法に基づく生活保護については、生活全般を営む上で生じる費用の種類に応じ、生活扶助、医療扶助等の計 8 種類が設けられ（法第 11 条）、これらの具体的な内容は、法第 12 条から第 18 条までの規定のほか、法第 8 条第 1 項の規定により定められた保護の基準別表第 1 から別表第 8 までに定めるところによる。また、要保護者に特別の事由があつて、これらの基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定めることとされている。

また、法第 24 条第 3 項の規定による保護の決定に係る事務等、法第 84 条の 5 及び別表第 3 の規定により処理することとされている事務は、法定受託事務（地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号）であり、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、法定受託事務に係る処理基準（同法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項）である。

#### (2) 保護の基準等の改正

平成 30 年 9 月 4 日、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、厚生労働省において生活扶助基準を見直し、児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を見直すなど、保護の基準、次官通知及び局長通知（以下「保護の基準等」という。）が改正され、同年 10 月 1 日から適用することとされた。

#### (3) 生活保護費の算定方法

保護は、原則として要保護者等の申請に基づいて開始され（法第 7 条本文）、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、要保護者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うこととされ（法第 8 条第 1 項）、厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たさない場合に、その差額が生活保護費として支給される。

また、保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとされている（法第 9 条）。

#### (4) 保護の変更決定とその通知

保護の実施機関が保護の開始を決定した場合、申請者に対して書面をもって「保護の要否、種類、程度及び方法」並びに「決定の理由」を通知しなければならないこととされており（法第24条第3項及び第4項）、保護の変更について、申請による場合と職権による場合のいずれにおいても、書面により、理由を付して通知することとされていることから（法第24条第9項及び第25条第2項）、保護の変更の場合においても保護の決定の場合と同程度の内容を通知すべきものである。

### 2 本件処分 of 違法性又は不当性の有無について

#### (1) 生活保護費の算定

処分庁が認定した審査請求人の年齢、世帯等の事実関係を基に、基準改定前後の保護の基準に基づきそれぞれ支給額を算定すると、次のとおりとなる。

##### ア 基準改定前の生活保護費

(ア) 最低生活費 96,450円・・・①

(イ) 収入充当額 84,770円・・・②

(ウ) 支給額 (①-②) 11,680円

##### イ 基準改定後の生活保護費

(ア) 最低生活費 95,820円・・・①

(イ) 収入充当額 84,634円・・・②

(ウ) 支給額 (①-②) 11,186円

#### (2) 生活保護費の適否等

基準改定前後の最低生活費を比較した場合、494円の減額となるが、処分庁が支給した生活保護費は、基準改定前後の保護の基準に照らして、いずれも適切に算定されたものである。

法は、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障することとしているが（法第3条）、その最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである（最高裁昭和57年7月7日民集36巻7号1235頁）。

保護の基準における個々の基準の改正に際して、最低限度の生活を維持する上で、改正後の当該基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣に上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権がみとめられるものというべきである（最高裁平成24年2月28日民集66巻3号1240頁）。

1(1)で述べたとおり、本件処分の保護変更決定等の事務は、法第8条第1項の規定により定められた保護の基準により算定されるものであるが、保護の基準に基づいた審査請求人の生活保護費の算定について、違法または不当な点は認められない。

#### (3) 保護変更通知書の記載事項

行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項において、不利益処分をする場合に名宛人に対する理由提示義務を規定し、同条第3項において理由提示は原則として書面によることを規定する。

本件処分は法第24条に基づく処分であるところ、法第29条の2により適用を除外される行政手続法の規定に同法第14条は含まれず、同条の適用を受けることから、上記の理由付記を要するものと解される。

判例では、この理由付記には、行政庁の判断の慎重さと公正妥当性を担保するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える機能があり、それゆえ、理由付記の程度については、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したかをその記載自体から了知しうるものでなければならず（最判昭和38年5月31日、最判昭和60年1月22日）、当該不利益処分の性質と根拠法令の規定の趣旨・目的に照らして個別的に決定すべき（最判昭和38年5月31日）とされている。

本件処分における保護変更通知書では、変更決定理由として「基準改定による。」「特別徴収の変更による。」と記載されている。

本件処分の変更決定理由のうち、「特別徴収の変更による。」との記述では、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用したかをその記載自体から了知しうるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現であるとまでは言えないものと認められる。

本件処分は理由付記に不備があり、行政手続法第14条第1項に違反していると言わざるを得ない。

生活保護制度は国民の最低限度の生活を保障するという憲法上の要請に基づくものであり、支給額がどれだけであるか、その額がどのように算出されているかなどの事項は被保護者にとって重要な意味を持つものと考えられるものから、処分庁は、要望のあった被保護者などに対し個別的にこれを明らかにして丁寧に説明するとともに、本件基準改定の結果、被保護者の保護費さらに生活全般に具体的にどのような影響を生じるかを説明した上で適切な助言をし、通知書における理由付記のあり方については、被保護者にとってより分かりやすい記載とすることを要請するものである。

## 結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和2年10月9日

三重県知事 鈴木 英敬